

## 事業事前評価表

### 国際協力機構インドネシア事務所

#### 1. 案件名（国名）

国名：インドネシア共和国

案件名：持続可能な開発目標（SDGs）実施体制強化プロジェクト

Project for Strengthening Framework of Implementation of Sustainable Development Goals (SDGs)

#### 2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における SDGs 実施体制の現状・課題及び本事業の位置付け  
持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）は、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals。以下「MDGs」という。）の後継となる国際社会の開発目標として、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、加盟国の全会一致で採択された。

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）政府は、2017年7月にニューヨークで開催された「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」において、自発的レビュー（Voluntary National Review。以下「VNR」という。）を発表。インドネシア政府によると、241のSDGsグローバル指標のうち、①国内指標の設定が可能な指標は85、②代替指標候補がある指標は76、③未確定指標は75、④インドネシアには関連しない指標は5、となっており、現時点でインドネシア政府が対応できる指標は約36%に過ぎず、残りの指標（②及び③）の確定が必要。また、国家開発企画庁（Badan Perencanaan Pembangunan Nasional。以下「BAPPENAS」という。）がSDGs実施に向けた取組を進めているが、指標を設定しかつ指標達成のための取組を定める行動計画はまだ策定されていない。さらに、行動計画に基づくモニタリング・評価体制の早急な構築が課題となっている。

インドネシア政府は2017年7月に、SDGs実施に関する大統領令（2017年第59号）を公布。同大統領令に基づき、インドネシア政府は、①国内指標の設定、②指標達成のための行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築を推進する方針である。本事業は、BAPPENASからの要請に応じて、上記①～③を支援することを目的しており、インドネシア政府の政策と整合する。

（２）SDGs実施体制支援に対する我が国及びJICAの援助方針等と本事業の位置付け

2016年12月に首相官邸の「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（2016年5月閣議決定により設置）が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、8つの優先課題の1つとして「⑧SDGs実施推進の体制と手段」、具

体的施策として「途上国の SDGs 実施体制支援」が定められている。また、SDGs 実施体制の強化は、「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上のための支援」を重点分野の 1 つに指定する「対インドネシア国別開発協力方針」（2012 年 4 月）の基本方針に合致する。JICA は「第 4 期中期計画」（2017～2021 年度）で SDGs の達成に貢献することを掲げるとともに、2016 年 9 月に策定した「SDGs ポジションペーパー（総括編）」でも、各国の SDGs の達成に向けた中長期の方針設定を支援するとしており、JICA の方針にも合致する。

### （3）SDGs 実施体制支援における他の援助機関の対応

国連開発計画（United Nations Development Programme。以下「UNDP」という。）は、リアウ州を対象として、行動計画やモニタリング・評価に関する支援を試行的に実施中。UNDP は、ランブン州、西カリマンタン州、ゴロンタロ州、東ヌサトゥンガラ州、マルク州への活動の展開を検討中。JICA は UNDP と相互補完的な事業となるよう情報共有を図りつつ、中央政府及び他州を中心に支援する。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、インドネシア政府を対象として、①国内指標の設定、②指標達成のための行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築を支援することにより、インドネシア政府の SDGs 実施体制の強化を図り、もってインドネシア政府による SDGs 達成に寄与するものである。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

ジャカルタ首都特別州、バンテン州等

### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：BAPPENAS、SDGs 関連省庁、対象州政府

最終受益者：インドネシア国民

### （4）総事業費（日本側）

約 3.6 億円

### （5）事業実施期間

2018 年 7 月～2021 年 7 月を予定（計 36 ヶ月）

### （6）事業実施体制

BAPPENAS 森林・水資源保護局：SDGs（全 Goal）関連の政策立案・調整

BAPPENAS SDGs 事務局：上記政策・調整に基づく取組実施

BPS（中央統計庁）：SDGs 指標に関する統計データの作成・提供

SDGs 関連省庁：BAPPENAS による①国内指標の設定、②指標達成のための中央政府の行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築への協力

対象州政府：BAPPENAS からの指示に基づく州政府の行動計画策定

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣：総括／行動計画、指標・統計、モニタリング・評価、指標・統計／研修企画（合計約 66M/M）
- ② 研修員受入：日本の中央省庁及び地方公共団体による①行動計画、②指標、③モニタリング・評価に関する取組

2) インドネシア側

① カウンターパートの配置

- ・ プロジェクト・ダイレクター：BAPPENAS 海洋・天然資源担当次官
- ・ プロジェクト・マネジャー：BAPPENAS 森林・水資源保護局長
- ・ プロジェクト担当官：BAPPENAS 森林・水資源保護局及び SDGs 事務局職員

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- ・ プロジェクト事務所

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「持続可能な開発目標（SDGs）の計画・運営推進に係る情報収集・確認調査」（2017年～2018年）を通じて、インドネシア政府による、①国内指標の設定、②指標達成のための行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築に関する情報を収集した。本事業は、同調査の情報を活用して活動を進めていく。

2) 他援助機関等の援助活動

本事業で BAPPENAS と設定する SDGs 指標を基に、UNDP は州政府の行動計画やモニタリング・評価を支援。UNDP による州政府向け支援の経験も踏まえて、本事業で他州政府を支援。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類：C

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、SDGs の Goal 1（貧困撲滅）、Goal 3（健康）、Goal 13（気候変動）を含む全 17Goal を対象として支援を実施する。

3) ジェンダー分類

## 【ジェンダー案件】「GI (P) ジェンダー平等政策・制度支援案件」

### <活動内容／分類理由>

本事業は、SDGs の Goal 5（ジェンダー平等）を対象として、国内指標の設定等に関する支援を実施する。また、Goal 5（ジェンダー平等）は、全ての Goal の達成に不可欠な分野横断的な Goal として位置づけられており、他の Goal に関する支援において、ジェンダーの視点を踏まえた活動を行う。

### (10) その他特記事項

特になし

## 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：インドネシア政府による SDGs 実施が促進される。

指標及び目標値：※ベースライン調査で目標値を設定。

- ①インドネシア政府による SDGs 指標の改善率
- ②インドネシア政府による SDGs 実施に関する国際機関、民間企業、大学、市民社会からの評価

(2) プロジェクト目標：インドネシア政府の SDGs 実施体制が強化される。

指標及び目標値：※ベースライン調査で目標値を設定。

- ①インドネシア政府の開発計画に組み込まれた国内指標の数
- ②中央政府及び対象州政府の行動計画の達成状況
- ③インドネシア政府の開発計画で活用されたモニタリング・評価結果の数
- ④他国、国際機関、民間セクター、大学、市民社会との相互学習を通じて活用されたナレッジの数

(3) 成果

成果 1：インドネシア政府による SDGs 国内指標の定義・目標値が設定される。

成果 2：中央政府及び対象州政府による SDGs 実施のための行動計画が策定される。

成果 3：中央政府及び対象州政府による SDGs のモニタリング・評価が実施される。

成果 4：SDGs 実施の取組に関する相互学習が実施される。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

①国内指標の設定、②指標達成のための行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築に関するインドネシア政府の取組が開始する。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

インドネシアの政治・経済状況に大きな変化がない。インドネシア政府によ

る SDGs の政策に大きな変更がない。関係機関が本事業に協力的であること。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ネパール「モニタリング評価システム強化計画」の終了時評価（評価年度 2009 年）では、省庁横断的な調整を強化するためには、省庁間の意思疎通方法を明確化し、窓口となっている部局をプロジェクト実施体制に組み込むことが不可欠である、との教訓が得られた。

本事業においては、①国内指標の設定、②指標達成のための行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築にあたって、省庁横断的な調整が必要になることから、各省庁の窓口部局をプロジェクト実施体制に組み込んだ。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、①国内指標の設定、②指標達成のための行動計画策定、③モニタリング・評価体制の構築の推進を通じて、インドネシア政府の SDGs 実施体制の強化に資するものであり、SDGs 全 17 Goal に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内      ベースライン調査

事業完了 3 年後          事後評価

以 上